



羽須

3月号
No.751
2022年(令和4年)



表紙シリーズ マイクロツーリズム 近場で楽しむ
**春の訪れを告げる福寿草
～東岩崎で見つけました～**

音訳ボランティアの協力を得て、目の不自由な人のために音訳版広報那須を作成しています。
詳しくは広報広聴係まで

目 次

タウントピックス	2
子育て・ほけんだより	12
生涯学習だより	16
図書館だより	18
タウンinformation	19
カメラスケッチ	22
みんなの広場	24
那須町と近現代の人々	28

3月20日(日)は那須町長選挙の投票日です

告示日 3月15日(火)

期日前投票日
3月16日(水)～19日(土)

▼期日前投票所および投票時間

○役場本庁市民ホール
午前8時30分～午後8時

○高原公民館
午前9時～午後6時

※期日前投票所によって投票時間が
が異なりますのでご注意ください。

投票開票日 3月20日(日)

▼投票時間 午前7時～午後6時

▼投票できる方
○平成16年3月21日以前に生まれ
た方

○令和3年12月14日以前に那須町
に転入し、引き続き3カ月以上
那須町に住民登録している方

▼開票時間 午後7時15分から
▼開票場所 黒田原小学校体育館

投票券をご持参ください

入場券は告示日（3月15日）以降に郵送します。期日前投票をするときは、裏面が宣誓書になっていますので、あらかじめ記入してご持参ください。
入場券は2人分をまとめて送付しています。必ず、ご自分の入場券を切り離してご持参ください。

不在者投票

仕事などで他市町村に滞在する

方や病院・介護施設（県指定施設）などに入院・入所されている

方は不在者投票ができます。

また、新型コロナウイルス感染症により、宿泊や自宅療養をしている方は、郵便等で不在者投票ができます。

不在者投票は日数を要しますのでお早めにお手続きください。

不在者投票は日数を要しますのでお早めにお手続きください。

選挙公報について

選挙公報は、3月18日以降に新聞折り込みで配布します。また、

役場本庁、各支所、図書館、文化センター等の町施設にも配置するほか、町ホームページにも掲載します。新聞を購読していない世帯で郵送での配布を希望する場合は、お手数ですが選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染対策を実施します

投票開票所では、出入口等に消毒液を設置し、可能なかぎり換気を行います。

投票管理者、投票立会人と投票事務従事者は、マスクを着用し手洗いを徹底します。

記載台は間隔をあけて設置し定期的に消毒します。

使い切り鉛筆を用意します。

（鉛筆、シャープペンシルの持参も可）

混雑時は入場を制限する場合があります。混雑時は入場を制限する場合があります。

投票開票所にお越しになる皆さんへのお願い

投票開票所入口での手指消毒と、投票開票所内でのマスク着用にご協力をお願いします。

他の投票者と一定の距離を保つようお願いします。

投票日当日における投票所の混雑を避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

土足厳禁の投票所ではスリッパ等の上履きでも入場できます。
用意しますが、持参したスリッパ等の上履きでも入場できます。
帰宅後は、手洗い、うがいを行ってください。

選挙運動ができる期間

選挙運動ができる期間は、告示

日（今回の選挙の場合は、3月15日）に立候補の届出が受理され

から、投票日の前日（3月19日）まで約5日間です。それ以前の選挙運動は、すべて事前運動として禁止されています。

やつてはいけない選挙運動

代表的なものは次のとおりです。

買収 選挙違反のうちで一番悪質な犯罪です。買収罪は、

当選を得る目的でお金や品物を渡したり、食事や酒などをごち

そそうしたりすることで成立しま

すが、これらの申込みや約束をしただけの場合でも成立します。

戸別訪問 選挙運動の目的で戸別に有権者の家などを訪問すること、全ての人について禁止されています。

飲食物の提供 選挙運動に関して、飲食物（湯茶・通常用いられる程度の茶菓子を除きます）を提供することは、全ての人について禁止されています。

回覧行為 選挙用ハガキや文書などを回覧板にして、多数の者に回覧することは禁止されています。

新型コロナウイルス ワクチン接種に関するお知らせ

那須町

那須町ワクチン接種予約受付・相談センター（平日9時～17時）

☎ 0570-056-756

▼接種予約ページはこちら



栃木県

栃木県ワクチン接種会場コールセンター
(土日・祝日含む9時～17時)

☎ 0570-003-234

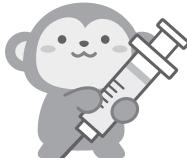
☎ 0570-550-641

▼予約ページはこちら



▼会場 ゆめプラザ・那須
▼実施曜日 月～土曜日
▼受付時間 午後1時～3時30分
▼予約方法 電話またはWeb
※2種類のワクチンを隔週で使用します。

○武田／モデルナ社製ワクチン
○ファイザー社製ワクチン



【3月の日程等】

▼会場 ゆめプラザ・那須
▼実施日 3月26日(土)
▼受付時間 午後1時～3時30分

※接種当日は必ず昼食を食べてから接種会場にお越しください。
※接種当日は自宅で体温を測定し、
予診票に記入してください。
※接種当日、体調不良などで接種を受けない場合は、ワクチン接種推進室までご連絡ください。

▼当日の持ち物
▼予約方法 接種希望調査票を返信することでお約となります。
▼費用 無料
①接種券一体型予診票

☎ 050-911-73



▼接種券（予診票） 2回目の接種後、約6ヶ月を過ぎる頃にお手元に届きます。予診票と一緒に印字されています。

3回目接種のお知らせ

矢板市文化会館でも 3回目接種が受けられます

矢板市文化会館に、県の大規模接種会場が開設されています。予約に空きがある場合、町の集団接種会場より早く接種することができます。早期接種をご希望の方は矢板市文化会館での接種をご検討ください。

▼使用ワクチン

○武田／モデルナ社製ワクチン

須で集団接種を行います。接種対象者の保護者に2月下旬にお知らせを郵送しましたので、同封の説明書を読み、接種を受けるかどうかをお子さまと一緒にご検討ください。検討後、接種希望調査票の返信にご協力ください。

町では月1回、ゆめプラザ・那須で集団接種を行います。接種対象者の保護者に2月下旬にお知らせを郵送しましたので、同封の説明書を読み、接種を受けるかどうかをお子さまと一緒にご検討ください。検討後、接種希望調査票の返信にご協力ください。

小児（5～11歳）の 新型コロナワクチン接種

- ②接種済証
- ③母子健康手帳
- ④お子さまと保護者の本人確認書類（健康保険証等）

▼接種回数 通常、3週間の間隔をあけて、合計2回接種します。

▼2回目の接種予定日

4月16日(土)

1回目の接種終了後、同会場で2回目の接種予約を受け付けます。

2回目の接種終了後、同会場で2回目の接種予約を受け付けます。

※子どものワクチン接種には、保護者の同意と接種時の立ち合いが必要です。
※会場の混雑を防ぐため、接種を受けるお子さまと保護者でお越しください。
※ワクチンについての疑問や不安があるときは、かかりつけ医などにご相談ください。

厚生労働省

▼厚生労働省ホームページ
「新型コロナワクチンQ&A」



【町接種会場からのお願い】

※接種当日は受付時間内にお越しください。
（例）予約時間が午後1時の方の受付時間は、午後1時～1時30分です。
※接種当日は必ず昼食を食べてから接種会場にお越しください。
※接種当日は自宅で体温を測定し、予診票に記入してください。
※接種当日、体調不良などで接種を受けない場合は、ワクチン接種推進室までご連絡ください。

住所等を変更する方へ 届出は忘れずに！

3月・4月は、就職・転勤・進学などで転出・転入などの異動が多い時期です。
住所等を変更する場合は届出が必要です。届出をする際は、必要な書類などを忘れないようご注意ください。また、本人確認のため運転免許証などの提示をお願いしています。

届出の種類	必 要 書 類 等
転 出 (那須町から他の市区町村へ)	<p>那須町から転出する方は転出届が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者証（国民健康保険に加入している方）・後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方）・印鑑登録証（登録している方は転出すると自動的に登録が抹消されます）・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方は転入先で継続利用ができます）・転出先住所が分かるもの・各種医療費助成受給資格者証（受給している方） <p>※学生や施設入所者用の被保険者証が必要なときは、その旨申し出てください。 ※届出ができる方は、本人または町内住所の世帯主です。</p>
転 入 (他の市区町村から那須町へ)	<p>那須町に転入する方は転入届が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・転出証明書（前住所地の市区町村で発行したもの）・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方）・国民年金手帳（国民年金に加入している方） <p>※郵送での届出はできません。届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。</p>
転 居 (町内での住所の異動)	<p>那須町内で転居する方は転居届が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者証（国民健康保険に加入している方）・後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方）・個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有している方）・各種医療費助成受給資格者証（受給している方） <p>※郵送での届出はできません。届出ができる方は、本人または新しい住所の世帯主です。</p>

健康保険・年金の 届出も忘れずに！

就職や退職には、健康保険、年金の異動届が必要です。社会保険に加入された方が国民健康保険の保険給付を受けると、町が保険で負担（給付）した分を返還していただくことになりますので十分ご注意ください。

国民健康保険から 社会保険へ	<p>就職によって社会保険に加入した場合</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者証と社会保険被保険者証・年金手帳・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方）
社会保険から 国民健康保険へ	<p>退職によって国民健康保険に加入する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・社会保険離脱証明書等（退職した日や資格喪失日が分かるもの）・年金手帳（国民年金に加入したことがある方）・各種医療費助成受給資格者証（受給されている方）

入学のため転出する方は、学生用被保険者証の届出を行ってください（在学を証明するものが必要となります）。また、卒業して就職した方は、学生用被保険者証を使用できませんので住民生活課または各支所へ届出をしてください。

■問合せ ○住所変更について

住民生活課戸籍住民係 ☎72-6908

○国民健康保険・各種医療費助成受給者証について 住民生活課医療保険係 ☎72-6909

○各支所 湯本支所 ☎76-3160 芦野支所 ☎74-0002 伊王野支所 ☎75-0002

マイナンバーカードをつくりましょう!

メリット1

本人確認の身分証明書として利用できます

金融機関での口座開設や行政手続きなど、マイナンバーの提示と本人確認が必要な場合に、カード1枚の提示で済みます。



メリット2

コンビニで公的な証明書を取得できます

コンビニエンスストアで、各種証明書を取得できます。住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票の交付手数料は、役場の窓口で取得するよりも100円お得です。

※利用できるコンビニエンスストアは、全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートです。



メリット3

新型コロナワクチン接種証明書をスマートフォンアプリで発行できます

お手持ちのスマートフォンで、接種証明書アプリをダウンロードし、マイナンバーカードを読み取ることで、接種証明書の発行や提示ができます。



メリット4

健康保険証として利用ができます

医療機関や薬局等で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。



メリット5

今後、マイナポイントが最大20,000円分もらえます

<マイナポイント第2弾の内容>

- ①マイナンバーカードを新規取得した方
⇒5,000円分のポイント
- ②健康保険証としての利用登録を行った方
⇒7,500円分のポイント
- ③公金受取口座の登録を行った方
⇒7,500円分のポイント

マイナンバーカードをつくり、マイナポイントの申し込み・登録を行うと、最大20,000円分のマイナポイントがもらえます。

※①は1月1日から開始しています。

※②と③のポイント付与の開始時期は6月頃を予定しています。

■取得するにはどうしたらいいのですか？

マイナンバーカードは郵送・パソコン・スマートフォン・証明用写真機から無料で申請することができます。また、住民生活課窓口（1階）で申請することもできます。詳細は、お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。
※申請から受け取りまで、約1ヶ月かかります。



■町のマイナンバーカード交付枚数率はどのくらいですか？

令和4年1月1日現在で42.2%となっています。
これは、全国平均を上回る交付枚数率です。

マイナンバーカード休日交付窓口のご案内(予約者限定)

平日にマイナンバーカードを受け取れない方は、休日窓口をご利用ください。ご利用の際は必ず事前予約をお願いします。事前予約がない場合、窓口は開設しません。

■日 時 4月24日(日)午前9時～正午

■場 所 住民生活課(本庁1階)

■問合せ 住民生活課戸籍住民係

☎ 72-6908



マイナンバー

■問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎ 72-6908

(マイナンバーカードの発行、マイナポイントに関するここと)



町ホームページ

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日から

区分	医療費 負担割合	区分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得の ある方	2割
		一般所得者等※	1割

被保険者全体
の約20%

※住民税非課税
世帯の方は基本
的に1割負担と
なります。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1ヶ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、栃木県の場合、[令和4年9~10月頃に申請書を郵送する予定です](#)。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1ヶ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (② - ①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③ - ④)	2,000円

ご注意ください！

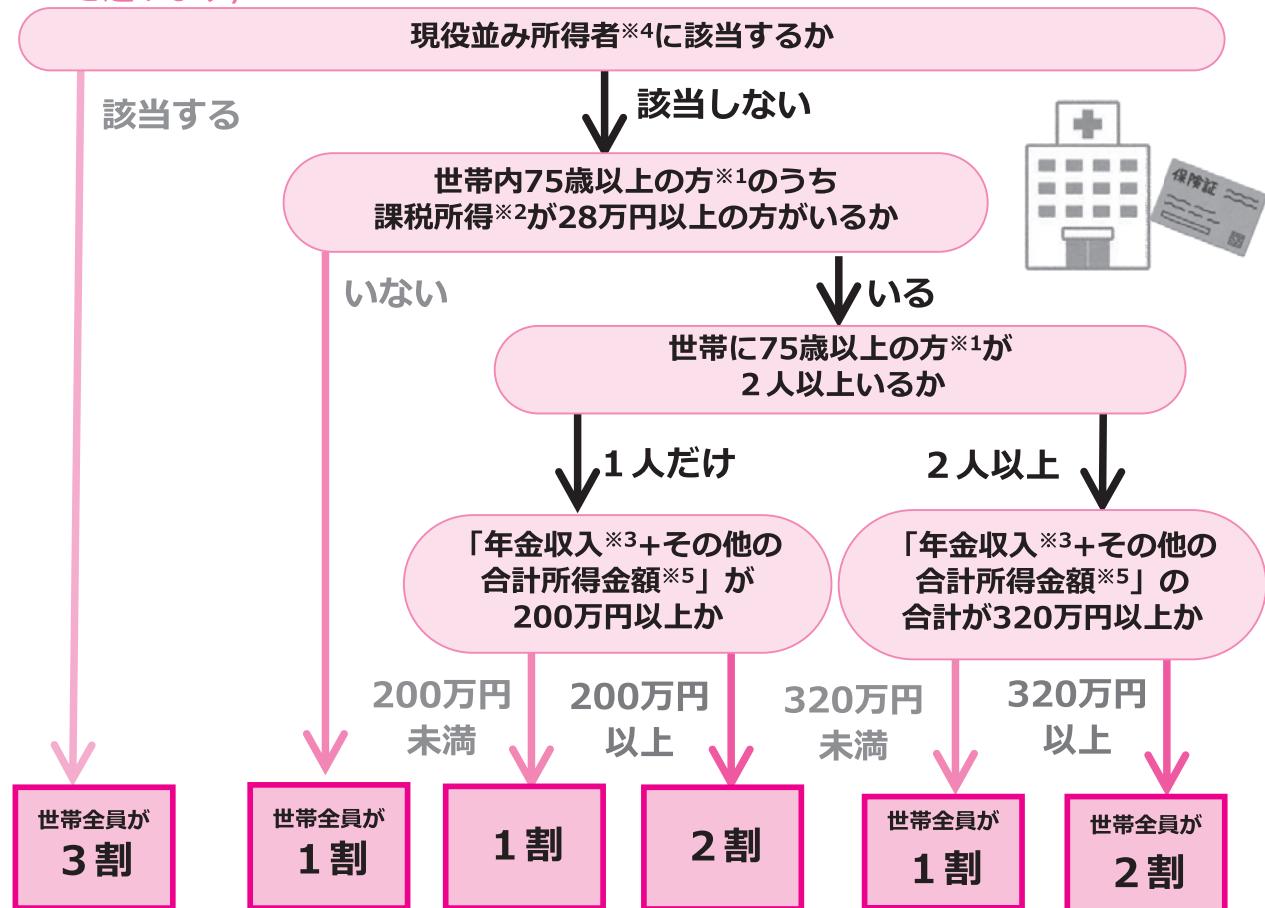
- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。
- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

配慮措置

1ヶ月 5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。
(令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)



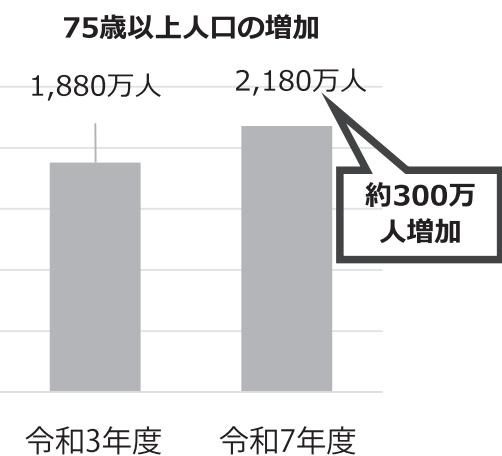
- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは住民税納稅通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

お問い合わせ先

- 栃木県後期高齢者医療広域連合 (028-627-6805)
- 那須町後期高齢者担当窓口(0287-72-6909)
- 厚生労働省コールセンター(0120-002-719)
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。



令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰を受賞

井上美由起さん(黒田原小)



右から、平久井好一教育長、井上美由起教諭、深谷雅明校長

黒田原小の井上美由起教諭が、令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰を受賞しました。2月9日、同校の深谷校長とともに平久井教育長を訪問しました。

井上教諭は、児童指導主任として、児童一人一人の社会的自立に向けて、親身に関わり、ミドルリーダーとして若手教員への助言も行なうなど、児童や保護者、職場からの信頼が厚い先生です。さらには、今年度から、大学院研修教員として宇都宮大学で更なる自己研鑽に励むなど、学校教育において顕著な成果を挙げたことが認められ、今回の受賞となりました。

井上教諭は、「那須町の学校は、地域とのつながりが強いしばらしい特色がある。今後も教育の向上に貢献していきたい」と話してくれました。

※申請書は2月21日(月)の自治会連

令和3年度地産地消等優良活動表彰を受賞

稻作本店(井上敬二朗さん、真梨子さん)



右から、井上敬二朗さん、真梨子さん

寺子乙で稻作を営む井上敬二朗さんと妻の真梨子さんが立ち上げたブランド「稻作本店」が、農林水産省の令和3年度地産地消等優良活動表彰で、全国地産地消推進協議会会長賞を受賞しました。

井上夫妻は、農家直送米や米粉、米菓、甘酒等の開発・製造を行い、地元ホテルや観光施設などで販売。さらに、田んぼでカフェやキャンプを開催したり、出前講座や地元小学生の職業体験を受け入れるなど、地域や学校などと連携し、地産地消を推進してきたことが評価され、今回の受賞となりました。

井上敬二朗さんは、「農業の存続には、生産者と消費者の隔たりを解消していく」と話してくれました。※「どちぎ地産地消夢大賞 優秀賞」「めぶきビジネスアワード 優秀賞」も受賞しています。

きゅーびー農園(町民農園)をお貸しします

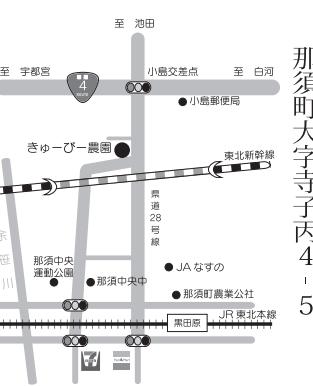


子どもたちにも分かりやすいよう、パネルなどで説明(黒田原小)

町内の小中学校で人権教室を実施しました

人権教室とは、町の人権擁護委員が町内小中学校に赴き、人権について話をする教室です。

令和3年12月に、黒田原小学校、高久小学校、那須中学校で実施しました。子どもたちは感じたことを積極的に発表し、真剣なまなざしで話を聞いていました。



電話番号 (73)5545
FAX (73)5546

申込期間 3月25日(金)まで

申込み・問合せ 一般財団法人

農業公会ホームページからダウンロードできます。

※申し込み多数の場合は抽選になります。

※郵送の場合は3月25日(金)必着

※申請書は2月25日(金)提出ください。

総務課で配布しました。また、町

農業公会ホームページからダウンロードできます。

※申し込み多数の場合は抽選になります。

※郵送の場合は3月25日(金)必着

※申請書は2月25日(金)提出ください。

公共の宿 那須いこいの家

那須温泉ファミリースキー場の休止のお知らせ

令和4年3月の営業をもって、那須温泉ファミリースキー場の営業を休止します。今後の利活用方法については、新たな観光拠点への転換に向けて、検討を進めていきます。

■問合せ 観光商工課施設係 ☎72-6918

	一般		町民(別荘所有者等を含む)			
	大人	小学生以下	大人	シニア世代(60歳から69歳まで)	高齢者(70歳以上)障がい者	小学生
入浴料	650円	500円	450円	200円	150円	200円
入湯税	50円	-		50円(12歳未満免除)		
備考	未就学児は無料					

施設	1階和室(10畳間)4部屋
使用料	1部屋1時間200円

※大広間および食堂は無料で休憩できます

「公共の宿 那須いこいの家」は、4月から日帰り入浴施設として営業します。多くの町民の方々にご利用いたただけるよう、入浴料や営業時間を見直し、各客室の貸し出しも行います。ぜひご利用ください。

▼休館日 毎週火曜日

▼使用料 左表のとおり

▼問合せ 観光商工課施設係 ☎72-6918

▼営業時間 午前10時～午後6時

※大広間および食堂は無料で休憩できます

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」のお知らせ

▼支給方法・支給時期

①住民税非課税世帯

対象となる世帯の世帯主へ、2月14日(月)に給付内容や確認事項を記載した確認書を郵送しました。

●支給時期

申請書を受理後、2週間程度で受取口座へ給付金を振り込みます。

●支給時期

申請書を受理後、2週間程度で受取口座へ給付金を振り込みます。

国的新たな経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方が、速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対しても給付金を支給します。

▼対象者

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、那須町に住民登録がある世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

②家計急変世帯

給付金の受給には申請が必要です。町では、次のとおり申請受付の窓口を設置します。

●日時 3月22日(火)～4月22日(金)
午前9時～正午、午後1時～5時(土日を除く)

●場所 役場1階町民ホール

●受付方法 電話予約制のため、事前に希望の日時を電話で予約してください。

●申請期限

①住民税非課税世帯 町が確認書を発出した日から3ヶ月以内

②家計急変世帯 令和4年9月30日(金)まで

特別な配慮を要する方への対応

DV等(配偶者からの暴力等)

を理由に、那須町に住民登録がない方でも、一定の要件を満たすと認められた場合、申請を行うことにより受給することができますので、ご相談ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県や町村、国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があつた場合は、町や警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

▼問合せ・予約

☎72-6901

総務課総務係

▼支給額

①のほか、申請時点で那須町に住民登録があり、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

1世帯当たり10万円

※住民税非課税世帯、家計急変世帯を問わず給付は1世帯1回限り

・簡易な収入(所得)見込額の申

・申請書兼請求書

・請求者本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等)のコピー

・令和3年1月1日以降、複数回転居した方は、戸籍の附票のコピー

・受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できるもの)

・口座名義人を確認できるもの)



町職員の給与状況

那須町職員の給与のあらましについて町民の皆さんにお知らせします。

◎職員給与費

(令和3年度 一般会計当初予算)

職員数 (A)	給与費			1人当たり 給与費 (B/A)	
	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
人 260	千円 883,000	千円 159,524	千円 366,000	千円 1,408,524	千円 5,417

(注) 職員手当には退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された金額です。

◎職員の平均給料月額と平均年齢

(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	292,600円	39.4歳
技能労務職	245,100円	58.0歳

◎職員の初任給

(令和3年4月1日現在)

区分	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般 行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
		193,900円
		158,900円

◎職員の経験年数経過日別・学歴別平均給料月額

(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 行政職	大学卒	253,500円	287,400円
	高校卒	214,800円	253,500円
		319,000円	287,400円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合で、採用後の年数をいいます。

◎一般行政職の級別職員数

(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 主任主査	主任主査 係長副幹	副主幹 課長補佐幹	課長	
職員数(人)	57	38	55	66	37	15	268
構成比(%)	21.3	14.2	20.5	24.6	13.8	5.6	100.0

技能労務職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	運転手 技能職 労務職	技能を必要とする技 能労務職	相当の技能 又は経験を必要とする 技能労務職	高度な技能 又は経験を必要とする 技能労務職	技能労務職 を直接指揮監督する主 任の職	
職員数(人)	1	6	4	2	5	18
構成比(%)	5.6	33.3	22.2	11.1	27.8	100.0

(注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3. 技能労務職の級別職員数において、自動車運転手を運転手、一般技能職員を技能職、労務作業員等を労務職といい、これら全てを技能労務職という。

◎部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数	対前年度	主な増減理由	
部門	R2	R3	増減数	
一般行政	議会 総務企画 税務 民生 衛生 労働 農林水産 工商 土木	3 50 25 82 19 0 19 19 8 22	3 50 24 76 19 0 0 0 8 21	0 △1 △6 0 0 0 0 0 0 △1
行特政別	教育 小計	36 36	37 1	1
等公営企業会計	水道 下水道 その他	10 3 16	10 3 16	0 0 0
合計	228 36 29	220 37 29	△8 1 0	
合計	293	286	△7	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、会計年度任用職員等を除きます。

◎人件費

(令和2年度 一般会計決算)

住民基本台帳人口 (令和3.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
人 24,679	千円 17,292,247	千円 1,034,415	千円 2,348,926	% 13.6	% 16.0

(注) 人件費には、特別職の報酬等を含みます。

◎職員手当

職員には、国に準じて次のような手当を支給しています。

(令和4年3月1日現在)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1,275月分	1,275月分	2,55月分
勤勉手当	0,950月分	0,950月分	1,9月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
退職手当	退職事由	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19,669月分	24,586月分
	勤続25年	28,039月分	33,270月分
	勤続35年	39,757月分	47,709月分
	最高限度	47,709月分	47,709月分
定年前早期退職者特別措置(2~45%加算) 有			
特殊勤務手当 (令和2年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合		4.1%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		14,830円
	手当の種類(手当数)		5
時間外勤務手当	令和2年度	支給総額	85,396千円
		1人当たり支給年額	293千円
	令和元年度	支給総額	115,146千円
		1人当たり支給年額	396千円
扶養手当	区分	配偶者	子
	支給額	6,500円	10,000円
年度末に満16~22歳の子がいる場合の加算額 5,000円			
住居手当	借家	28,000円以内	
	通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額
		交通用具使用者	2,000円~31,600円

(注) 期末手当および勤勉手当は今年度の支給割合です。

◎特別職の報酬等

(令和4年3月1日現在)

区分	報酬月額	期末手当
町長	785,000円	6月期 1,675月分
副町長	640,000円	12月期 1,675月分
教育長	620,000円	
議長	355,000円	6月期 1,675月分
副議長	275,000円	12月期 1,675月分
議員	250,000円	

(注) 期末手当は今年度の実支給率です。

◎職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	H29	H30	R1	R2	R3
一般行政	減員	3	2	4	1	8
	増員	3	5	2	8	0
	差引	0	3	△2	7	△8
	職員数	220	223	221	228	220
教育	減員	0	3	0	0	0
	増員	1	0	0	2	1
	差引	1	△3	0	2	1
	職員数	37	34	34	36	37
公営企業等	減員	1	0	0	1	0
	増員	0	2	3	0	0
	差引	△1	2	3	△1	0
	職員数	25	27	30	29	29
合計	減員	4	5	4	2	8
	増員	4	7	5	10	1
	差引	0	2	1	8	△7
	職員数	282	284	285	293	286

■問合せ 総務課人事係 ☎72-6901

令和4年度 固定資産課税台帳の 縦覧・閲覧のご案内

- 縦 覧 固定資産税の納税者は、無料で土地や家屋の価格等に関する縦覧ができます。
- ▼ 縦覧できる方 土地または家屋の固定資産税が課税されている方、納税者と同居の親族、納税管理人、納税者から委任を受けた方、持ち物（本人確認ができる運転免許証等）の代理の方は、委任状が必要です。

☎ (72) 6905
問合せ 税務課資産税係

令和3年分確定申告 所得税等の納付等の期限に ご注意ください

令和3年分確定申告における所得税等の納付について、納期限までの納付または振替日前の預貯金残高の確認をお願いします。納税が納期限に遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。

※新型コロナ感染等で、期限までに申告が困難な方は延長できます。

【振替納税をご活用ください】

振替納税は、申告所得税および復興特別所得税や個人事業者に係る消費税および地方消費税で利用できます。振替納税は、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。振替納税を利用したい方は、口座振替依頼書を各税目の確定分の納期限までにご提出ください。

税目等	納期限	口座振替日
申告所得税および 復興特別所得税	確定分	3月15日(火)
	延納分	5月31日(火)
個人事業者の 消費税および地方消費税	確定分	3月31日(木)
贈与税	確定分	3月15日(火)
		利用できません

災害は突然やってくる!!

～防災情報が確認できるよう備えましょう～

那須町安全安心メール

火災や防災、新型コロナ等の情報をメール配信します。



キリトリ線

キリトリ線から切り離して、電話機等の目に付く所に貼ってください

ヤフー！防災速報

指定地域の地震や豪雨、警報などをアラートでお知らせします。



防災行政デジタル無線

町内の方に防災情報などを屋外スピーカーでお知らせしています。発信された内容が聞き取りにくい場合は電話で確認できます。

☎ 0120-55-1123(無料)

※無料回線を増やしたため、有料回線は廃止しました。

※放送後48時間で音声は消去されます。

自転車の適正な利用に向けて

自転車が関係する交通事故の防止や被害者の保護を図ることを目的に「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、4月1日から施行されます。

○条例の主な内容

- ①乗車用ヘルメットの着用（努力義務）
- ②自転車の点検整備（努力義務）
- ③自転車保険への加入義務（7月1日施行）

課 028-623-2185
問合せ 栃木県くらし安全安心
県ホームページ



県ホームページ

☎ (72) 1215
問合せ 那須消防署

▼ 実施期間 3月1日(火)～7月(月)

地域の皆さんに火災予防の意識をより強く持っていたくことで、火災による死者と財産の損失を防ぐことを目的に、春季火災予防運動を実施します。期間中は、消防車両が町内を広報巡回します。

火災は、一瞬にして皆さんの大切な命や財産を焼失してしまいます。外出する際には、もう一度火の元の確認を行ってください。また、昨年の11月から空気が乾燥する気候が続いています。火気の取り扱いには十分注意してください。

令和4年春季火災予防運動